

警察法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）  
（職員の設定）

第五十七条 地方警務官の定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察ごとの階級別定員は、内閣府令で定める。

2 地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

○警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）

（地方警察職員の定員の基準）

第七条 法第五十七条第二項に規定する地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりとする。